

インセンティブと不平等とコミュニティ(1)

ジェラルド A. コーエン

松下 丈宏／越野 章史 (訳)

…人類の支配者は…社会的倫理の二つの基準を、相互に衝突することなく併存するよう、擁護する。一つは実用的な諸価値であり、他方は陳列するためのものである。彼らは欺瞞を意識することなく、理念的諸原理を道徳的に満たすことと、現実主義的な行為の物質的利点を、結合する。

R. H. トーニー 『平等』

1. インセンティブ論、インターパーソナル・テスト、コミュニティ

1.

1988年3月、サッチャー政権下の時の蔵相であったニゲル・ローソンは、イギリスにおける所得税の最高税率を60パーセントから40パーセントに引き下げた。この減税は、イギリスの所得平均と比較して、そしてもちろん貧困層と比較して、すでに高い収入を得ていた人々の純収入を増大させた。社会主義者たちはこの減税を苦々しく思い、最近の政治資料によれば、労働党は実際、1988年以前の税率を復帰させようである。

ローソン減税はどのように擁護しようであるか。確かに、資本主義社会において経済的な不平等は何ら目新しいものではないのだから、それに賛成する多くの議論が蓄積されるだけの十分な時間があつたはずである。政治的な右派からは次のような主張が聞こえてくる。「裕福な人々は彼らの富に対して権原をもっている。彼らの富の一部に対しては、彼ら自身がそれを生産したからであり(現実の高所得者たちにそのようなものはないのだが)、富の残りの部分に対しては、それらのものを自ら生産したが故に権原をもつ他者から自発的に譲渡されたか、同様に権原をもつ他者から自発的な交換を通じ

て、あるいは贈与によって、受け取ったからである。」(このような主張をする人々の一部は、生産が所有を正当化するのは、それが道徳的な功績を確立するからであるとも考えている。他方で、権原の物語が有効であるために、功績の理念は不必要だと考える人々もいる。)そしてまた、右派からだけでなく中道派からも支持される、功利主義の主張がある。いわく、「経済の活性化を通じて国民総生産を増大させることにより、人々の幸福の総量を増加させるが故に、不平等は正当化される。」

左派リベラルは一哲学におけるその代表格はジョン・ロールズであるが—このような不平等正当化の議論を拒否する。彼らはこれらの議論における主要な前提を形づくる諸原理(権原、功績、総効用)を受容しない²⁾。だが、右派や中間派は時に、不平等を擁護するために追加的な論点を持ち出す。それは、その大前提にリベラル派が親しんでいるような論点である。その大前提とは、経済的不平等は不遇な人々の状況をできる限り改善する場合正当化される、というものである³⁾。このような不平等擁護論の一つのタイプ—このタイプこそがこの講義の主題なのだが—においては、高収入が、通常より生産性の高い人々をそうでない場合に比してより多くを生産するようにしむけるとされる。そしてそのようなインセンティブが高い階層で享

受される結果として、底辺近くにいる人々の状況も、より平等な社会に比べて改善されるという。これはサッチャー的保守主義の反平等政策を正当化する上で、もっとも政治的に効果の高いものの一つであった。私たちは、絶えず、この政策に反する動きが、社会主義的平等主義の方向では、暮らし向きのよくない人々にとって不利なものになるということを、政権の擁護者によって言われ続けてきた。彼らがしつこく警告したような結果は、まさにその政権そのものによってもたらされたように見えるのだが。⁴⁾

左派リベラルは、イギリスやアメリカにおける巨大な不平等が、暮らし向きの悪い人々の利益になっているという現実についての主張は否定する。だが、彼らには、もしそれが事実であればそのような不平等は正当化されるということに同意する傾向があり、また、インセンティブを考慮することによって、彼らの観点から真に正当化される不平等については、それを擁護するのである。これは、ロールズの著作における主要なテーマである。ロールズによれば、一部の人々は、主として遺伝的な原因やその他の運によって、他の人々よりも高い生産性を発揮することができる。そしてこれらの人々が他者よりも裕福になることは、より運に恵まれない人々がそのことによって結果としてよりよい状態になるのであれば、正しいことなのである⁵⁾。

そのような政策は、ロールズが格差原理と呼ぶものによって正当化される。格差原理は、以下のような社会的・経済的不平等のすべてを、そしてそのみを支持する。それは、最低の地位にいる者にとってよい不平等であるか、あるいはより緩やかに、最低の地位にいる者をよりよい状態にするか、あるいはより悪い状態にしない不平等である。ここにおいて、ロールズによる定式化には一定の曖昧さがある。以下、私は格差原理をその寛大な解釈において用いる。そこでは、最低の地位にいる者を助けませんが、害にもならない不平等が許容される⁶⁾。

さて、話題をローソン減税に反対する社会主義的平等主義者へと戻そう。左派リベラルよりもさらに左に位置する以上、社会主義的平等主義者たちもまた、功績や権原や効用による不平等の正当化には魅力を感じない。だが彼らにとって、ロールズ流の不平等の正当化をも退け

ることはそう容易ではない。彼らは、彼らの平等擁護論を、彼ら自身が反省的には魅力的と思えないような狂信的な叫びに帰することなく、ロールズの議論を退けることができないのである。

社会主義的な平等主義者たちは、彼らが平等を信念としていると言う。彼らが平等主義者に数えられるのは、その前提が平等であるからだとして想定してよいだろう。だが、この前提の構造は、彼らを政治的にさせている思想と調和するには、単純すぎるのである。それは「他の人々が恵まれている時に、なぜ一部の人々は恵まれない状態にいるべきなのか」というものである。この問いは、「なぜ一部の人々は他の人々よりも恵まれるべきなのか」という、色調を欠いた問いと同一ではない。この(後の)問いには条件の絶対的水準についての言及が欠けているため、単に他の人に比べてより少なく恵まれている人とは対照的な、恵まれない状態にいる人への言及はないのである。一部の平等主義者は、誰の人生も困難ではないような百万長者と億万長者の世界への彼らの熱意を主張するかもしれないが、私が想定しているような、政治的な活動にかかわる社会主義的平等主義者たちは、そのようなレベルでの不平等について強い意見をもってはいないだろう。彼らが不正を見出すのは、社会的序列の最低位に不必要な困難が存在する—と彼らは考える—ことについてである。恵まれない人々が存在し、平等主義者たちの信じるところでは、彼らはより平等な再配分の下ではよりよい状態に移行できるのである。このような状況の、實際上決定的に重大な特徴は、恵まれない人々の立場が、誰もが必要とするようなレベルよりさらに悪いレベルにあることであり、したがってより平等な再配分は彼らの生活を向上させることが可能なのである。

これらの平等主義者にとって、平等は、それが恵まれない人々の状況を改善するが故に望ましいものである。彼らは平等が、恵まれた人々の状況を悪化させるが故に望ましいと考えているのではない。そして、批判者たちが彼らに対し、彼らが平等の名の下に社会の全員を最低の地位あるいはそれ以下に引き下げることが歓迎するものであると批判するならば、それに対し

彼らは「よろしい、もしそれが必要ならば全員の地位を引き下げよう。だが、もしも可能なのであれば、より高い水準で平等を達成しようではないか」とは答えないだろう。代わりに彼らが行う回答は、原理的な水準において、なにがしか回避的なものである。平等を達成するために、一部の者が現在よりも悪化し、そして現在よりよくなる者は誰もいないというように条件が変更されることが必然的であることを、彼らは認めないのである。彼らがより反省的であれば、もし全体の水準低下が必然であるなら平等はその魅力を失うだろうということを付け加えるかもしれない。そのような平等が、平等主義者のそもそもの目的の挫折によって恵まれない人々の立場をさらに悪くする場合であれ、あるいは恵まれない人々の立場をなんら改善せず、他方でそれ以外の人々が無益に状況を悪化させられる場合であれ。彼らのそもそもの着想である恵まれない人々への関心との関係で、不平等は、それが本当に恵まれない人々の状況を改善するために必要なのであれば必須であるし、それが彼らの条件を改善しないまでも悪化させないものであれば、許容可能なのである。

それ故、もしも恵まれない人々が存在する社会において、平等主義者たちが格差原理を拒否し、厳密な平等を主張する平等主義に固執するならば、彼らは自らの目的を見失い、彼らの立場はそれ自体に照らして一貫しない、あるいは虚偽のものになってしまう。(私が彼らに認める優越性と重要性を受けて、彼らは、厳密に言えば、平等と格差原理のいずれをも原理とすることなく、その複合した原理を採用すべきだろう。すなわち、「恵まれない人々を恵まれた状態にせよ。もしもそれが不可能ならば、彼らをできる限りよい状態にせよ」と。だが、「恵まれた」状態についての適切に厳密な解釈に立ち、かつ世界における資源の有限性を現実的に考慮するならば、このような複合原理の現実的な帰結は、格差原理のそれである。) 私たちは、私の想定するような社会主義的平等主義者は「平等主義者」と呼ばれるべきでないと結論してもよいかもしれない。なぜなら(私が正しいなら)彼らの真の前提は平等ではないからである。だが、この結論は性急かもしれない。「平等主義」という名前のもつ特有の意義について、私はす

ぐ後で述べることにしよう。

私について言えば、私は格差原理をその寛大な解釈(既述)において受け入れるものである。だが私は、それが能力に恵まれた人々に対する特別の金銭的インセンティブを擁護するために適用されることについては疑問をもつ。ロールジアン達は、そのようなインセンティブによって形成される不平等が格差原理を満たすと考えている。しかし、お馴染みのインセンティブのメカニズムを通じて、不平等は恵まれない立場の人々の利益になる場合正当化されると考えることは、ロールジアン達が言うほど問題のないものではない。少なくともインセンティブの考え方が功績や権原を一切考慮に入れないものであるなら、それは共同体の初期条件とは違背する社会のモデルを要請するような不平等擁護論を生成させるのである。格差原理は、能力に恵まれた人々の態度が格差原理自体の精神に反しているような場合にのみ、不平等を誘発するようなインセンティブを支払うことを正当化するために用いられ得るのである。能力のある人々自身が直截に格差原理を支持しているなら、彼らは特段のインセンティブを必要としないはずである。したがって、そのような人々(インセンティブがなければ働かない、能力の高い人々)は、格差原理が彼らへのインセンティブの支払いを正当化するために用いられる場合、格差原理を支持する共同体の外部にいる者であると想定されなければならない。

より一般的に言って—この講義の限られた時間を越える内容ではあるが—私はここで、格差原理が、制限のないやり方であらゆる重大な不平等を正当化することについての私の疑問を明言しておきたい。格差原理は、ある不平等を除去することが、最低の地位にいる者の利益になり得ない場合にのみ、そのような不平等を許容するものである。そして、一般的に言って、格差原理という法廷である不平等を正当化することは、リベラリストが考えているよりも難しいことであると、私は確信している。インセンティブによる不平等から最低の地位にいる者が利益を受けるのは、不平等を生じさせるインセンティブを撤回した場合に、恵まれた者たちが、実際にストライキを行うというような特殊な場合に限るのである。この不平等は、恵まれ

た人々の非-平等主義的な態度と結果的な行動による制限の下でのみ恵まれない人々の利益になるのであり、恵まれた人々はこのような制限を除去することができるのである。また、ある不平等は非-平等主義的な態度それ自体ではなく、前もって存在している不平等な構造の制約の下でも、恵まれない人々に利益を与えることができる。たとえば、医療が国によって供給されているような場合に、医療財源の負担配分に応じて、高額負担者に、彼らが特別に優れたケアを受けられるよう不平等な扱いをすることは、歳入の一部が医療全体の基準を向上させるために使われるならば、恵まれない人々に利すると言えるだろう。不平等な医療の配分は貧しい人々の助けになる。ただし、収入の不平等を前提として背景に置いた場合にのみ（収入の不平等自体もまた疑いなく、その背景となる構造的な不平等と非-平等主義的態度を反映している）。そして収入の不平等それ自体は、この議論の中では、貧者に利益を与えるということが示されていないのである。

可能なあり方の構造を一時的にあるいは因果的に一背景に遡るほど、人間の選択によって閉ざされた多くの可能性に出会うのであり、不平等が恵まれない人々を害さないかどうかを見極めることはますます困難になるのである。上で区別された二つの事例（インセンティブの例と医療の格差的配分の例：訳者）を検討することによって、私は以下のように推論する。すなわち、社会的な不平等は、私たちが、格差原理を支持する者なら無抵抗に受け入れるべきでないような不平等な構造や不平等を是認する態度を所与とする時にのみ、社会の底辺にいる者の利益になるように見えたり、彼らにとって無害なように見えたりするのであると⁸⁾。

さて今や、これらのことが全て正しいのであれば、私たちは結局のところ一遠回りにはしたが、私が想定していたような社会主義者たちに「平等主義者」という名を冠することを擁護してよいのではないだろうか。というのは彼らは、自らの立場を、たった今予示されたような方向に沿って公式化することを積極的に認めるからである。私たちは、以下のような人を平等主義者と呼んで差し支えないであろう。すなわち、格差原理を恵まれない人（より少なく恵ま

れている人ではなく）の存在する状況に適用した場合、その原理がそのような状況において要請するものは、平等そのものであると確信しているような人物である。それは彼が、長期的に、かつ根深い非-平等主義的態度や行動を切り離して考えるなら、このような状況においてもっとも恵まれない人を害さないような不平等などは存在しないと確信することである。平等は、はじめには、前提であるかのようにあらわれる。次にそれは、平等を欲する理由が明らかになるにつれ、前提としては拒否される。それは格差原理の名によって（より厳密には前ページで示した複合原理によって）拒否されるのである。しかしそれは、今や格差原理（に類似した原理）に基礎づけられて、現代の、私たちの世界のために、そして近い未来のために、それは解決として再び主張されるに至るのである。

2.

ロールズと格差原理についてはこの講義の第3部で戻ることにしてしよう。今はローソン減税と、その撤回に対する、インセンティブを根拠とした反対論に焦点をしばらくしたい。この反対論は、現行（ローソン減税下）の高いレベルでの、生産的な人々への報酬を擁護するものである。そして私はこの反対論を、投資によってではなく、もっぱら自らの技術と能力を発揮することによって多くを生産する—とされている一人々との関わりでのみ考えることとしたい。したがってこれから私が検証しようとしている議論は、資本主義経済だけでなく、資本の私的所有を伴わない経済—ある種の市場社会主義のような—についてもあてはまるものである。もちろん、投資に対する高い見返りを擁護するようなインセンティブ論もまた存在するが、この講義において私はそれを扱うつもりはない。

インセンティブ論の擁護者は次のように言う。生産的な人々がささやかな収入のみを持ち帰る場合、彼らはそうでない場合にするよりもより少なく生産し、結果として相対的に貧困な人々や恵まれない人々は、能力の発揮が十分な報酬を受ける場合よりも悪い状態になる、と。最高税率の60%への復帰に抗して、この議論は次のように展開する。

経済的な不平等は、それがもっとも恵まれない人々を物質的により豊かにする場合、正当化される。(規範的大前提)

最高税率が40%の場合、(a) 能力のある富者は、最高税率が60である場合よりも多くを生産する。そして(b) もっとも恵まれない人々は結果として、物質的により豊かになる。(事実的小前提)

したがって、最高税率は40%から60%に引き上げられるべきではない。

小前提の(a)の部分で主張されている状況が、どのようにして(b)の部分で述べられている結果を生じさせるのかという疑問は、現在の関心からすれば重要ではない。一つの可能性としては、税率が下がることによって、税収が向上するほど富者がよく働き、再配分のためにより多くが利用可能になる、ということが考えられる。別の可能性としては、富者がより多く働く場合、彼らは他のものと同時に、恵まれない人々にとっての(よりよい)雇用機会をも創出する、ということもあり得る。

私はインセンティブ論に対して否定的なコメントをするつもりだが、私のインセンティブ論批判は特殊な形態をとる。というのは、私はそのような議論に直接焦点をあてるのではなく、そのような議論の特定の語り口の性格に焦点をあてるからである。したがって私は、その議論の妥当性や、その議論における諸前提の真理性について疑問を提起したりはしない。

今述べたような特別な焦点の範囲で生じる疑問(それらは事実生じるのであるが)のみを取り上げることとしたい。とりわけ、この議論の事実的小前提をめぐって生じ得る疑問については、私は追究することをしない。私は(a)の、能力ある富者は彼らがより手厚い報酬を得る時により生産的になるだろうという主張にも、(b)の、(a)で述べられた富者のより大きな生産力から恵まれない人々が利益を得るといふ主張にも、疑問を呈さない。私は、インセンティブ論における小前提が偽であると示すことをねらっているのではない。

以下の批判は、インセンティブと呼ばれうるあらゆるものへの批判ではない。それはただ、不平等を発生させ、かつそれが恵まれない人々

をよりよい状態にするという理由で正当化すべきだと言われているようなインセンティブを対象とするものである。私は、貧困の罨を除去するために構想されたインセンティブや、特定の苛酷な職業を人々が引き受けるよう誘導するためのインセンティブについて、いかなる反対意見をも提起しない。これらのインセンティブにとっては、それが不平等を発生させるということは本質的ではない。私の標的は、高い報酬が与えられなければ、それが与えられる場合にその報酬に誘われて働くほどには働かないような能力ある人々に、高い見返りを与えるインセンティブなのである。お馴染みの、この種のインセンティブを擁護するリベラルの主張は、いまだ徹底的に考え尽くされてはいないと私は確信している。

3.

私は、インセンティブ論の特定の語り口に焦点をあてることにより、それを批判すると述べた。というのは、私には以下のような確信があるからである。インセンティブ論は、それが通常そうであり、そしてこの講義でもこれまでそうだったように、刺激が少ないように非人格的なかたちで提示される場合、道理にかなったものに響くかもしれない。だが、インセンティブ論の主張を、能力のある富者が恵まれない人々に向けて主張するという状況に固定してみると、それはそれほどいいものには聞こえないのである。そして、インセンティブ論がそれを間人格的な関係に固定したときにそのような価値の引き下げを被るという事実は、インセンティブの正当化論が暗黙のうちに勤めるような社会の性質についての、私たちの評定にも影響を及ぼさずにはいないだろう。

規範的な議論はしばしば、それが誰によって主張され、かつ/または、誰に対して主張されるのかによって、特殊な様相を呈する。ある行動をとったり、政策を支持したり、態度を採用したりすることの理由が与えられる場合、そのように行動したり、それを是認したり、そのように感じたりすることを求められた人(々)のとる適切な対応は、そしてそのやりとりに様々な位置からかかわる助言者たちの反応は、誰がそれを言っているのか、そして誰が聞いている

のか、ということに依拠することができる。異なった種類の問題においては、このような依拠の形態や意味は、相当異なっている。しかし全体として、ある議論の説得力が話し手-聞き手関係に応じて相対的であるような様々な場合が一あるものは他のものよりも興味深いようなかたちで一存在するのであり、また、繰り返すが、「なぜあるものがそのようであるべきなのか」については、異なった利害の段階に応じて多くの理由が存在するのである。

インセンティブ論の場合にはたらく、(それへの反応が、誰が誰にあてて主張しているのかに依拠する、その) 依拠の形態について述べる前に、ある議論について、それが主張される文脈において考えることに慣れるように、2,3の一般的な現象における例をあげてみよう。

(a) 私は、「あそこにいるドライバーが赤信号で右折したとしても、彼はカリフォルニア以外では交通規則が違うことを知らないのだから、非難されるべきではない」と論ずることができる。だが彼はその時、まさにそのような議論を展開することはできない。いかにそれが完全に聞こえようとも。

(b) あなたは余暇のために釣り竿を欲しており、私は次の食事にありつくためにそれを必要としている。あなたは非常に非禁欲的で、仮に釣りができないと、私が食べられなかった場合よりもさらにイライラするであろうことを、私は知っている。そこで私はあなたに竿をゆずり、あなたの失望に対する過敏なほどの感じやすさを、私の納得のための理由とする。同じことをあなたが、あなたが竿を手に入れるべきだとする主張の理由にした場合、それははるかに正当性のない理由づけになってしまう。

(c) 私は、私の同僚の中産階級の友人に対して次のような説得をすることができるかもしれない。私の車が修理中で、結果的に私はこの数日バスの中で何時間も過ごさなければならなくなっているのだから、私には不機嫌になる権利がある、と。仮に聞き手が私の友人ではなく、車をもっていないバスの客で、毎日そのゆっくりした旅に耐えることを強いられているのだとしたら、同じ結論を、同じ根拠によって主張することが、説得力を欠いたものになる。

(d) 慈善運動の宣伝企画者が知っているように、私たちがあまり多くを(慈善のために)与えないことについて、自分に言い聞かせる一般的な理由(「屋根のふきかえが必要だ」「休暇のために貯金しているのだ」「私は実際それほど裕福なわけではない」)は、それらが、その人にとって私たちの募金がなくなることが困窮と死を意味するような人に対して述べられることを想像すると、きわめてまずいものである⁹⁾。

(e) そしてこのようなありふれた理由づけはまた、慈善運動に対してその人が払っている犠牲が、(募金の) 申し出から逃れようとしている話し手よりもはるかに大きいような人に対して述べられる時にも、説得力を欠いたものに聞こえる¹⁰⁾。

(f) 自分のことを棚に上げて人を非難するべきではないから、雇い人は、お定まりの裕福な脱税者が、彼が事務費からささやかな横領をしていることを非難するのを気に病まなくてもよい。

これらの例は、人々の知識に関する(a)、道徳上の(e,f)、社会的な(c)立場の相違によって、あるいは鋭敏な感覚や恥の感覚(c,d,e)、直接性(d)によって、あるいは、寛大になることは強欲になるよりも魅力的であるといった理由(b)によって、それぞれの議論の妥当能力が変化することを示している。私はここで、議論がさまざまな間人格的な話し方に分岐することの、システムティックな分類を試みるつもりはない。そのかわりここでは、特殊利害に関するものについて話を進めることにしよう。なぜなら、インセンティブ論はそこに含まれるからである。

4.

このようなタイプの議論においては、その主張者が、自らの選択によって、一つあるいは複数の議論の前提を真たらしめているような個人あるいは集団のなかの一人である場合、議論の様相が変わってくる。同じ議論の他の主張者とは異なり、その議論の前提を真たらしめている個人は、それが真であるという事実の正当化を求められ得る¹¹⁾。そして時としてこのような人物は、満足な正当化を提供することができないのである。

このような構造のドラマチックな例として、誘拐犯に身代金を払った場合にのみ子どもが解放されるという場合に、身代金を払うべきだという議論について考えてみよう。払わないとする理由は様々にあり得るだろう。それらの一部はより長期的な帰結に関するものである。たとえば、誘拐が増加するのではないか、といったものである。また、身代金の支払いはその帰結によってだけでなく、本質によっても、誤っていると考えられ得る。つまり、支払いは非道徳的な脅迫を許容するものである。そうであるにもかかわらず、賭けられているものがあまりにも大きいと、誘拐犯に身代金を払うことがしばしば正当化されるのは周知の通りである。そして、特定の誘拐犯に身代金を払うことを支持する議論は、—その制限を撤廃し、すぐ前に述べた反対論を中立化する必要があるが—以下のような形態をとるかもしれない。

子どもは両親とともにいるべきである。

身代金を支払わない限り、誘拐犯は子どもを両親のもとへ返さないだろう。

したがって、両親は誘拐犯に身代金を支払うべきである。

さて、この議論のこの形態は完全に第三者的なものである。この形態においては、(議論に関係のある何者かをおそらく除いて) 何者が何者に対してであれ、議論を提示することができる。だが、今度は誘拐犯自身がこの議論を、たとえば、子どもの両親に対して提示する場合を想像してみよう。(ここで重要なのは、両親が聞き手であることよりも、誘拐犯が話し手であることである。聞き手が誰であるかの状況は、以下の11節〔本講義第2部「インセンティブ論をテストする」の後半：訳者〕において重要となる。) 以下の議論は、明白な討議上の同一性の基準により一すなわち、大前提は全く同じ原理を述べており、小前提は同一の事実に主張を述べている一、上述の議論と同一のものである。

子どもは両親とともにいるべきである。

身代金を支払わない限り、私はあなたの方の子どもを返さないだろう。

したがって、あなたは私に身代金を払うべき

である。

さて今や、その前提が真であると仮定でき、推論が正当なものであるにもかかわらず、そして同じ議論を非-間人格的な形態で述べることは、ほとんどの場合¹²、罪のないことであるにもかかわらず、先述した間人格的状況においてこのような論を述べる者は、それが誰であれ信用されないのである。そしてもちろん、例示した間人格的事例において、この議論の主張者がなぜ不信を受けるのかは明白である。彼が論拠とする事実、身代金を払った場合にのみ子どもが戻ってくるという事実は、彼が故意に引き起こしているものなのである。彼がそれを真たらしめているのであり、そしてそれを真たらしめることは道徳的に不当である。

誘拐犯はこの論を提示する時敬虔なふりをするかもしれないが、私たちが彼が非難に値すると確信するためには、その発言を吟味する必要すらほとんどない。これらのいかなる反省からも独立に、私たちは誘拐犯のやり方が誤っていることに十分に気づく。そして私たちは、彼のこのような議論の率直な公言によって特に憤慨する必要はないのである。言ってみれば、特定の段階において誘拐犯がこの議論を提示することは、両親に対するサービスでもあろう。というのは、彼がこの議論の小前提を発言することで、どうしたら子どもを取り戻すことができるのかを両親に思い描かせることになるであろうから。仮想の、分裂ぎみの誘拐犯が突如「おお神よ、俺は子どもの両親に伝えるのを忘れていた!」と考へ、両親のために、そして子どものために、そのような考えの道筋にそって、いくばくかの配慮をする、といったことすら想像することができる。

誘拐犯に関して(主に)悪いのは、彼がそのような議論を主張することではなく、彼がその小前提を真たらしめていることである。そうではあるが、彼がその前提を真たらしめているのだから、彼はその議論を発言することについても非難されるべきである。いくつかの場合に誘拐犯がこの議論を展開せずにもっと不道徳なことをするという事実は、全ての場合に誘拐犯はこの声明をすることによって彼が非道徳なものであることを明らかにするという主張を論破する

ものではない。

誘拐犯の議論では、二つの関係者のグループが登場する。誘拐犯と両親である。彼らはいずれも、身代金支払支持論のはじめの提示では三人称で言及されており、改訂された提示ではそれぞれ一人称と二人称で言及される。人々の特定のグループ(AとB)に言及する任意の議論を考えてみよう。このような議論が提示される方法には多くのものがある。それはAの、あるいはBのメンバーから、あるいはどちらのメンバーでもない者から、両グループのメンバーへ、あるいはいずれのメンバーでもない者へ、語られ得る。そしてこれらのことは全てインセンティブ論にもあてはまる。そこには一方に能力に恵まれた富者のグループがあり、他方に恵まれない人々のグループがある。私はインセンティブ論を取り扱う際、主要には、能力のある富者がそれを主張するケースに興味がある。聞き手は時に誰であってもよく、時に貧者であることが問題になる。そしてある段階で、逆のケースについても考えてみたい。貧者が、インセンティブ論を能力のある富者に対して主張するような場合である。

欲する金額を手にするためにかたにとるのが人質であるか、労働力であるかに大きな相違点があるにも関わらず、誘拐犯の議論とインセンティブ論は、どこか共通したところがある。だが、誘拐犯の議論とインセンティブ論の類似と対照をより詳細に見る前に、なぜこの講義のタイトルに「コミュニティ」という言葉があるのかについて、説明したい。

5.

通常の使い方では、「コミュニティ」という言葉は、多数の条件を含むものである。私は、包括的正当化という概念との関係で、特別の条件を導入したい。

ほとんどの政策論議は、その政策が実行された場合および実行されなかった場合に、人々がどのように行動するかについての前提を含んでいる。住宅政策、保健政策、教育政策、そして経済政策は典型的に、入れ替わる参加者の妥当な一群によって稼働し、その正当化は通常、これらの参加者が状況に直面した場合、そのような行動を選択することが期待される、というも

のである。

それでは、ある政策Pと、それを正当化するとされる議論について考えてみよう。この議論の前提の一つは、住民の部分集合であるSが、Pが実行された場合、ある特定の様式に従って行動するであろうと主張するものである。ここで予測された、Sのメンバーがとるとされる行動そのものが正当であるかどうかを問う時、私たちはPの正当化論の「包括的評定」とでも呼ぶべきことに携わっているのである。そしてPの包括的正当化は、その行動がまさに正当化された場合にのみ、達成されるのである¹³⁾。

「彼らはBの行動をとるであろうから、私たちはAを行う」という主張は、私たちがAを行うことを正当化するかもしれない。だが、彼らがBを行うということを正当化していないのであれば、包括的に正当化されたとは言えない。「彼らがBを行うことは正当化されるのか」という問いを無関係として放置するのであれば、私たちがAを行うことの包括的正当化は提供されていないのである。したがって、私たちがインセンティブ論を、その小前提が記しているような能力ある富者の行動の正当化について何の問題もないかのように扱うことを期待されている限り、私たちが提示されるものはインセンティブ政策の正当化ではあるかもしれないが、包括的正当化ではないのである。

さて、ある政策の包括的正当化は、私が「インターパーソナル・テスト」と呼ぶものに合格する場合にのみ、なされたと言える。これは、ある政策が主張される場合、誰が話すのか、かつ／あるいは、聞き手は誰なのか、という観点でそれを多様に検討することにより、その確かさをテストするものである。それは、ある議論が社会の中の誰によって主張され、誰に対して主張されても、問題の政策を正当化することができるかどうかを問う。このテストを実行するためには、仮想的に、その議論を特定の個人から、あるいはより一般的には特定のグループのメンバーから、他の個人あるいは他のグループのメンバーに、あるいは、場合によっては、同じグループに対して主張されたものと考えてみればよい。もし、誰が、かつ／あるいは、誰に対して主張しているのかによって、その議論がその政策の正当化として機能しなくなるのならば、

他の対話的状況において合格しているかどうかにかかわらず、その議論は(それきりで)その政策の包括的正当化を提供することに失敗しているのである。

このテストにかけた場合に諸議論が起こす正当化の失敗の特殊なあり方は、そして、この講義で以後明らかになる、テストで失敗する唯一の形態は、主張者が、それ以外の人物が—かつ／あるいは—それ以外の人物に対して議論を提示する場合には生じないような、正当化の要求を満たすことができないということである。すなわち、私がこれから示そうと試みていることを先取りするならば、インセンティブ論は能力ある富者によって主張される場合、不平等の正当化としては機能しない、ということである。なぜなら彼らは、彼らがその議論を提示する時に生じる自然な問い、言ってみれば、「なぜあなたは所得税率が60%に引き戻された場合、より働かなくなるのか」といった問いに、正当に答えることができないからである。この問いを提示するのが誰であろうと、富者たちがそれに答えるのは難しいだろう。だが私は、この問いかけの主体が恵まれない人々であるような場合にしばしば焦点をあてるだろう。なぜなら、そのような状況において、この質問およびこれに対し富者が抱える困難は、さらなる解明へと続くさらなる対話的発展を導くかもしれないからである。

人々のグループに関する政策の正当化が提示される時、通常は、そのグループやそのメンバーについてもっぱら第三者的に言及するのであるが、そのような場合、なぜ多様な人々がそのように行動するものとされているのかと問うことの適切性は、常に明らかではない。私たちが、その政策に関係する人々自身が議論を展開しているところを描いてみると、それは明らかになる。場合によっては、聞き手が戦略的に選ばれた人であるとするといっそう明らかになる。間人格的な提示のテストは、政策の正当化がその特性上、人間である参加者にとって外部的でない状況に依存しているということを明らかにするのである。

さて、コミュニティについてである。私ははじめに、コミュニティには多様な意味があり得るということを示唆しておいた。今や当面の関

心との関係でどのような種類のコミュニティが問題であるのかを特定すべきだろう。だが、はじめて、「コミュニティ」という言葉の意味をめぐって2, 3述べておきたい。

「フレンドシップ」という言葉と同じく、「コミュニティ」という言葉は、可算名詞としても、質量名詞としても機能する。それがさまざまに結合され接続された人々の集合を指す時には可算名詞であり(ヨーロッパ共同体、ロンドンのイタリア人共同体、私たちの共同体)、ある特定の社会にどの程度の(how much)共同性があるかについて語る時は質量名詞である。たとえばある行動が共同性を増進させるとか減退させる、あるいはある態度が共同性を讃えるものであるとか侵犯するものである、といったように。

共同体とは、共同性によって結ばれた人々の集合を指す、と言いうるかもしれない。これが「コミュニティ」の可算名詞と質量名詞の意味の結合の仕方である。「コミュニティ」はこの意味で「フレンドシップ」に似ている。フレンドシップとは、友情を含んだ関係である(以下、friendshipを場合により「友人関係」(count noun)「友情」(mass noun)と訳し分ける:訳者)。友人たちは、彼らの友人関係をそれによって破棄することなく、友情と相反することをしたたり、感じたりすることができることに注意せよ。友人関係を中断することなく、友人関係において友情が衰退することがあり得るのである。だが、(継続的には)友人関係の中に友情がまったくないということはあり得ない。そしてこれらのことはすべてコミュニティにも当てはまる(同様に「共同体」(count)、「共同性/共通性」(mass)と訳す)。ある共同体において共同性が侵犯されるとか衰退するということは起こり得る。だが、共同性のまったくない共同体はあり得ない。

形式においてだけでなく、内容においても「フレンドシップ」と類似している、形容詞的に制限されていない意味の「コミュニティ」について付け加えるなら、他のものがそうでないのに、一部の特殊な性格の共同性は、今述べたとおりの意味において、共同体に寄与する。そして、共同性のタイプが、共同体のタイプを区別する。言語の共同性・共通性が言語共同体それ

自体を構成し、国家的共同性が国家共同体を設立する。切手に対する興味の共通性は、切手蒐集家のコミュニティを結びつける。

ここで私の講義に関係のあるコミュニティの形態は、私はそれを正当化の共同性と呼ぼうと思うが、正当化する共同体に存在する共同性である。そして正当化の共同性は、混合的な概念ではあるが、直接に共同体に寄与する。その共同体とは、すぐ前に描かれたような（形容詞的に制限されていない）意味での共同体である。正当化する共同体とは、その構成員の間で、包括的正当化の規範（それが常に満たされる必要はない）が共有されているような人々の集合である。ある政策が施行された場合、特定の人々がそのように行動するであろうと仮定されるその行動が、その政策の正当化の一部になっている場合、その関係する行動を正当化せよと求めることは適切であると考えられる。そしてその行動が正当化されないならば、その政策は、正当化する共同体によって否定されるのである。それはまた、ある政策を支持する議論が、それに関わる人々との関係で正当化する共同体の要請を満たすことができるのは、それがインターパーソナル・テストに合格する場合のみであることをも帰結する。そして、ある政策を支持する全ての議論がこの試行に合格しないのであれば、その政策自体が、正当化の共同性を欠いていることが明らかになる。その政策を擁護するために他にどんなことが言われようとも。

さて、ある議論が一部の人々に想定している行動をそれらの人々が正当化できないのであれば、その議論はインターパーソナル・テストに合格できず、したがって共同体と対立する。では、彼らが実際に彼らの立場を正当化することを求められた時に、なんらかの理由によって、それを拒否したらどうであろうか。この場合、問題の議論は必然的に試行に失敗するとは言えない。というのは、彼らは彼らの立場を正当化できるのかもしれないからである。だが、もし彼らが正当化を拒む理由が、彼らは正当化を要請する者たちに対して責任を負っていると考えないというものや、彼らは正当化を提供する必要があると考えないというものであるなら、彼らは、問題となっている政策の範囲については、残りの私たちと共同体を形成することを拒

むものである。彼らは私たちに対して、私たちが攻撃することが予測される—あるいはより友好的だとしても、彼らの行為を理解するのに私たちが段階を踏んだ方がいいような、そして正当化のための対話をかわすことを期待すべきでないような—火星人を扱うように彼らを扱うことを求めているのである。

インターパーソナル・テストを採用し、それに合格しないものを共同性を欠くものと見なすことは、特定の人々の集団が、今述べているような意味での共同性を構成するものであることを前提するものではない。一部の人々は、社会において富者と貧者の間に共同性があると見なすべき理由は何もないと考えるかもしれない。それゆえ彼らは、インターパーソナル・テストにおける失敗をあまり面白くないものと見なすか、あるいは面白いとしても、共同性との矛盾によって面白いと見なすのではないだろう。ほかの一部の人々はこれとは逆に、共同性は全ての人類の間で保持されるべきものであると考えるかもしれない。それゆえ、腹蔵のない「我—汝」関係を通じていないならば、南北の対話において豊かな国々が提唱する政策の議論は、共同性と矛盾すると考えるかもしれない¹⁴⁾。インターパーソナル・テストによってもたらされる論旨は以下のようなものである。すなわち、ある政策の正当化がこの試行に失敗するとしたら、その正当化を提示した者は誰であれ、結果的に、その正当化論がある程度まで相互に共同性をもたないものとして言及した人々を代表するものである。彼らが相互に共同性をもつべきであるかどうかというのは、また別の問題である。それは、ここでは言及されていない、共同体の適切な境界は何であるのかについての定義にかかっている。私自身の（ここでは擁護されていない）観点では、前者の意味の共同体でなければ、社会の民主的な性格が損なわれると思う。なぜなら、他者に対して正当化できない何事かを一部の者が行うことができるかという観点で政策をつくるのでなければ、私たちは政策を共につくるとは言えないからである。

近代社会に共同体としてあることを期待するのは非現実的であるということがしばしば言われる。そして、巨大で異質性を含んだ政治社会において、任意の市民の組み合わせの間に、常

に暖かい協調の関係が傾向的に存在するということは、疑いなく、想像もできないことである。だが、ここでいう共同体は、うっとうしい、巨大なゲマインシャフト的關係などではない。そうではなく、インセンティブの正当化に対する私の主張は、ロールズの言葉を借りて言えば、それ（インセンティブの正当化）は「その下で市民たちが相互に彼らの共通の制度を正当化できるような公共的基盤」を提供しないということであり、その正当化はしたがって、ロールズが「市民的友情の絆」と呼ぶものと共存し得ない、ということである¹⁵⁾。

さて、上であげた諸概念の組み合わせについて、いくつかの例を提示しておこう。

ウィルソン政権下で、「チューリッヒの小鬼たち」と呼ばれた国際的な銀行家たち—彼らはさまざまな政府決定に対抗的だと言われた—に論及することにより、いくつかの経済政策が正当化された。経済政策が彼らを懐柔しなければならなかったのは、彼らが外国人だったからである。そして、彼らは違うように行動すべきだと考えられたかもしれないが、それでもなお、イギリス政府が彼らにある行動を命令することが適切だとは考えられなかった。だが、そのような命令は、私たち自身の共同体に属すると見なされている人々の場合には、確かに、適切だっただろう。それとも、私たち自身の共同体の成員もまた、共同体の政策によって懐柔される必要があるのだろうか。もしそうなら、彼らの要望は満たされるだろうが、それはまた別の問題である。

一部の読者にとってはより身近な例をあげよう。イギリスの学者に対する給与は、彼らが外国で支払われるより高い給与の誘惑に負けずに、引き上げられるべきだという政策論である。私たちは、学者たちは現在の給与の水準のせいで国外へ出てしまう傾向があると仮定することができる。そうであるにもかかわらず、彼らが共同体の成員であり、国の福祉に影響するような決定の正当化を共同体の残りの他者に負っていると見なされるのならば、彼らが国外へ出るべきかどうかという問題は、この政策論議に直接関係のあるものなのである。そして、上述の政策論を主張して国外へ去りたがる多くのイギリスの学者たちは、この問題を避けるた

めに、この政策論の小前提を第三者的に表現するのである。彼らは「私たちは外国へ行くだろう」と言わずに、「学者たちは外国へ行くだろう」と言う。

相互に共同体の成員であることと、正当化の要求に対して開かれている（応える責務がある）こととの間の関係は、次のような例においてより明確にあらわれてくる。モスクワの将軍たちは、リトアニアの独立運動の指導者たちにむけて次のように言うであろう。「流血の惨事は避けるべきだ。もし君たちが独立の要求に固執するなら、われわれは軍事介入を行うだろう。そうすれば流血の惨事が結果的に起こる。だから君たちは独立の要求を放棄するべきだ。」するとリトアニアの指導者たちは、将軍たちに対し、彼らの条件によっては軍事介入をするという意思を正当化することを求めるかもしれない。もし将軍たちがこの問いを破棄するならば、彼らはリトアニア人との間の正当化する共同体（性）を明らかに否認しているのである。

リトアニアのリーダーたちは同型の議論を提示するかもしれない。「流血の惨事は避けるべきだ。仮にあなたがたが軍事介入をしたとしても、我々は独立への要求に固執する。結果的に流血の惨事が起こるだろう。したがってあなたがたは軍事介入の計画を破棄するべきだ。」そしてリトアニア人たちもまた、彼らの将軍たちに対する意思を正当化する義務を感じないかもしれない。だがもしもそうではなく、双方がこのような義務のもとで行為するとすれば、彼らは正当化の交換関係に入るのであり、そこでは双方が、相手の小前提が—事実であろうとなかろうと—不正（不誠実）であることを示そうと試みるのである。

6.

インターパーソナル・テストは、ある議論の提示のされ方に焦点をあてる。だが、それがその提示のされ方の試験を通して吟味するものは、議論そのものである。もしも富者がインセンティブ論を提示する時に共同性の欠如が明らかになるならば、インセンティブ論それ自体が（誰がそれを支持するかに関わらず）、富者と貧者の関係を、共同性と矛盾するものとして表現することになるのである。そして、もし私が正

しければ、インセンティブ論が不平等を正当化できるのは、間人格的な関係が、ここまでで明らかにしてきたような意味での共同的性格を欠いているような社会においてのみであるということが帰結する。

時として、インターパーソナル・テストは、たとえば誘拐犯の場合のように、すでに明らかであることを証明するための迂遠な方法である(誘拐犯のケースでは、誘拐犯と両親の間に明白な共同性の欠如があるということが証明される)。だが他の場合には、その試行は解明的なものである。そしてインセンティブ論がそのような場合の一つであると、私は確信している。インセンティブ論は通常、完全に第三者的なことばで提示され、その関係で、そこで言及されている富者の態度や選択について、何の疑問もないかのように提示される。それとは対照的に、能力ある富者自身が同論を主張することを想像してみるならば、平等と義務(責務)に関する背景的な問題が明らかに視野に入ってきて、そして一もし私が正しければ一富者は、彼らの経済的生活の局面において、貧者との共同性を欠いているということが明らかになるのである。選ばれた我—汝関係にそれを投げ入れてみることで、私たちはインセンティブ論の性格をより深く理解することになる。

さて、重要な留保を一つつけ加えておこう。私は、インセンティブ論がそのままの形で恵まれた人々によって提唱される場合、それは共同体(性)と矛盾したものであることが明らかになると述べる。「そのままの形で」というのは、もしインセンティブ論が、功績に対する要求と、かつ／あるいは、ノージック的な、自由な市場で個人の労働が支配している見返りへの権原の議論と、組み合わせてあらわれるならば、インセンティブ論に対抗する現在の論拠は失効するからである。私自身は、インセンティブによる不平等のこの種の複合的な正当化を受容するものではないが、ここでは私は、それらがインターパーソナル・テストに失敗すると主張するつもりはない。私がここでターゲットにするのは、飾られていない、あるいは裸の、インセンティブの正当化なのである。インセンティブの正当化論はしばしば裸のまま、しかもそうであることを存分に強調して、用いられる。そ

れがそのように強調されるのは、その主張者が、功績や権原についての論争的な道徳上の前提を用いないことが、インセンティブの正当化の有利な特長であると言う場合である。(ロールズは不平等を正当化する際に功績や権原をもちだすことを拒否している、ロールズ派によるインセンティブの是認は、私のいう「裸の」形態をとるということに注意せよ。)

私の主張の理路は次のようになる。能力ある富者は、(裸の)インセンティブ論の小前提が真であるという事実を正当化できない。かれらがその小前提が真であることを正当化できないのであれば、彼らは不平等の正当化としてその議論を用いることができなくなる。彼らがそれを不平等の正当化として用いることができないのであれば、それは共同体の内部で正当化として用いられることはできない。それが共同体の内部で正当化として用いられることができないのであれば、それをを用いる者は誰であれ(結果的に)、彼がそれを行う限りで、共同性と矛盾する社会を代表していることになる。

注

- 1) 厳密に言えば、最高税率は50パーセントに引き上げられるのだが、国民保険料の上限が撤廃されるため、これら両者の結果は、所得税が59パーセントに引き上げられ、保険料が据え置かれるのと同じことである。
- 2) より正確には、彼らはこれらの諸原理を適切な原理的レベルで拒否している。左派リベラルは、功績や権原が、貢献や補償といった、これらの観念によって基礎づけられていない図式により見返りを正当化するための(派生的な)原理であることに気づいているのだから、この限定は必然的なものである。(Rawls, John "A Theory of Justice" pp.103, 310-15 (矢島訳: ロールズ『正義論』pp.78, 237-241) および Scanlon, Thomas "The Significance of Choice," in *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 8, pp.188, 203 参照。功績や権原に関する同様の論調で最近のものとしては、Rawls, John, *Justice as Fairness: A Briefer Restatement*, pp.54, sec.2, and 57 n.34 を参照。筆者はこの後の部分で示されている原理を理解できない。)
- 3) この原理の拡張的な使用例として、Hayek, F. A. *The Constitution of Liberty* chap.3, and esp. pp. 44-49. (ハイエク『ハイエク全集 第5巻 自由の価値—自由の条件1—』第3章、特に、pp.67-76)。

- 4) このような非難への強力な援護は、Andrews, Kay/ Javobs, John Punishing the Poor: Poverty under Thatcher (『貧困への罰: サッチャー政権下の貧困』: 未邦訳) から得られる。
- 5) A Theory of Justice, pp. 15, 102, 151, 179, 546; (『正義論』 pp.11-12, 78, 116, 135, 427) および Justice as Fairness pp. 57, 89. 参照。
- 6) 格差原理の定式化は二つの点で曖昧さを提示している。上述した、低位にいる者を「害さない」不平等と「助ける」不平等との間の曖昧さが一つ、そしてさらに、「命ぜられる」不平等と「許容される」不平等との間の曖昧さが一つである。これらの区別は以下のようなマトリックスを生成させる。

		命ぜられる		許容される
助ける 不平等	1	→		2
	↑			↑
害さない 不平等	3	→		4

「命ぜられる」ものは「許容され」、「助ける」ものは「害さない」のは当然であるから、格差原理の可能な解釈の内には、上図の矢印で示されたような連関が存在する。そしてどのような不平等が命ぜられ、あるいは許容されるかについては、論理的に五つの可能な立場がある。即ち、全てが命ぜられる(1,2,3,4)、「助ける」ものが命ぜられ、他は禁じられる(1,2)、命ぜられるものはなく、「助ける」もののみが許容される(2)、命ぜられるものはなく、全ての「害さない」ものが許容される(2,4)、「助ける」ものは命ぜられ、「害さない」ものは許容される(1,2,4)、の五つである。これらの五つに対してはいずれも論理的な意味づけが可能であり、私の確信するところでは、様々なロールジアンテキストの文字や精神に、これらの全ての痕跡を見とることができる。(ただし、上でも述べたように、私は格差原理を、全ての「害さない」不平等を許容するものとして解釈する。私のルールズに対する批判は、彼が上のどの解釈をとろうと成立するものである。それは、彼がただ「助ける」不平等を許容し、「害する」ものを禁ずるということのみ依拠しており、この立場は上の五つの解釈のいずれにおいても構成要素となっているのである。

- 7) 私は左派リベラルに対して、彼らが支持するような不平等を共同体は許容できないとする考えを強調するが、そのことによって、市場以前の社会において巨大な不平等が共同体と共存していたことを否認する必要は生じない。というのは、もしそれが事実だとしても、その共存は大衆的な一より具体的

には恵まれない人々による—「運命」というイデオロギーや、左派リベラルが黙認しないような地位の受容によって、可能だっただろうからである。リベラルが誤りであると見なすような物事を人々が信じているような場合に共同体が不平等と併存できるという事態は、近代の意識を抱いた社会においてそれらが併存できるということを示すものではない。

- 8) 私たちは以下のように言うことができる。不平等は、私たちが—上述のように因果的ではなく—道徳的な強制を論議抜きに当然と見なす場合にも、恵まれない人々の状況を改善するために必要となる、と。そのような場合、たとえばインセンティブは、左派リベラルが拒否するような功績や権原の要素が合理的論拠として固定されるならば、恵まれない人々の状況を向上させるために必要である。

- 9) "How do you tell a person dying of hunger that there's nothing you can do?" (Action Aid leaflet, 1990).

- 10) 戦時債権の購入増進を目的として1943年に作られた広告のなかで、この特定の関係性が(とりわけ)利用されている。1944年3月にこの広告は、戦争効果に対するその貢献により賞を受けた。

その広告の上三分の一は、捕虜になったアメリカ兵が寒々とした独房にいる絵を載せている。その絵の下に、次のような文章がある。

今夜、捕虜に手紙を書きただけませんか？
ひょっとしたら彼はジミー・ドゥーリトルの息子たちの一人かもしれません。おそらく彼は、パターン陥落の時に取り残されたのでしょう。いずれにしろ、彼はアメリカ人であり、長い長い間一通の手紙も受け取っていないのです。

そして、あなたが手紙を書くために座ったら、この前の給料日に、あなたがあなたの分の戦時債券を買わなかった理由を彼に教えてやって下さい。

「親愛なるジョー」、あなたは書くかも知れません。「古いコートがすっかりみすぼらしくなっちゃったんだ。だから私は…」

だめです、消して下さい。ジョーはコートのことについて理解してくれないでしょう。彼ははじめじめした日本の収容所で震えているのです。

もう一度やってみましょう。「親愛なるジョー、私はとても忙しく働いて、もう1年以上も休暇をとってないんだ。だから…」

だめだめ、それも消した方がいいでしょう。ジョーのいる場所では、そもそも休暇なんてあり得ないのです。

さあ、何をためらっているんですか。ジョーに手紙を書きましょう。何とか、書いてみて下さい。

でも、ミスター、もしあなたが、どういうわけかその手紙を書ききることができないのなら、せめてジョーのために次のことをしてやって下さい。あ

なたが戦時債券に使っているお金の額を増やして、たった今から、あなたの分を買って続けて下さいませんか？(1945 Britannica Book of the Year, p.22)

この広告の形態と、それがもつ動機づけの力の源(実際それが動機づけをしたのであれば、それが得た賞に値することになる)について一言。この広告は、もちろん、一人の人に向けられたものではなく、人々の大きな層に対して一広告が描いてみせた市民と同様の物質的生活条件と個人的心情をもつ全ての人々に対して一向けられたものである。だがその広告はあたかも一人の人に話しかけるかのように語り、その一人の人をして、一群の捕虜の中の特定の一人の方を向かせるのである。この広告の中身は、このような市民は、このような捕虜に対して、ある種の負い目を負っているということを含意している。だがこの広告は、二つのグループ(市民と捕虜)一人の個人を選び出し、彼らの出会いを描いてみせることによって、多くの人から忘れられているこのような負い目を示唆するのである。それ以上に、この広告の指示する人間が、市民一般が私たちのすりきれたコートや、古くなった小屋や、休暇がないことなどについて、想像上の捕虜の集団に対して話すというように複数化されたとしても、広告の目的とその説得力はほとんど何も犠牲にしないということに注意せよ。(インセンティブの正当化を、一人の富者が、あるいは全ての富者が一緒になって、全ての貧しい人々に対して、複数一人称で主張するものとして比較してみよ。) 広告の制作者たちは、市民達が債券を買わないことの彼ら自身への理由づけをジョーに対して語る場面を描いて見せることによって、その不十分さを提示できると考えた。そして、市民たちがそのような理由によって債券を買わないことを決めることが、自分自身に対してのみ向き合い、同時にジョーとも向き合う必要がないなら、より容易になるという点で彼らは正しかったのである。

この広告の読者を動かす力は、上にあげた例のc, d, eにあらわれている要素を混ぜ合わせた多様なものである。広告はある市民とジョーとの間の直接的な関係を描いてみせるが、このような直接性は、ある議論を間人格的な形態で提示することの一つのレトリカルな効果である。そして、そのような直接性を確保した上で、ここには2, 3の区別すべき要素があり、それらが混ぜあわさって広告全体が依拠している強力な混合物が形成されるのである。一つは、ジョーと私は同一の共同体のメンバーであり、ジョーは苦難に遭っているということ。一つは、ジョーと私は、少なくとも私や家族の生活の質がその成否にかかっているような、巨大かつ重要な事業(=戦争)の共同参与者であるということ。一つは、ジョーが道徳上の英雄であること—その

事業のために彼が与えたものを、私が与えることに抵抗したささやかなものと比較して見よ。これらの反省が結合して、私はジョーに対して責任を感じるようにさせられる。広告は、一人の個人にとって、より多くの債券を買うより前に新しいコートを選ぶことはもっともなことだと認める。だがしかし、すり切れたコートを着るという負担は、ジョーが背負っている負担と比較するならば、それを正当化するだけの重みをもはやもたない。そして、市民がジョーに対して、彼のすり切れたコートを、債券を買わない妥当な理由として告げるときに感じるであろう恥の感覚を明白にすることを、広告は含意しているのである。

最後に、上述した、この広告の威力の源泉の一つである直接性の役割について一言コメントしておこう。直接性は、直接に表現されたものが、目的の個人(あるいはグループ)ではない場合にも説得力に寄与することができる。私たちは動物に話しかけはしないが、特定の実験に動物を使用することを正当化する議論を、それらの実験が実際に行われている研究室内で行うことは難しいのではないだろうか。私たちはまた、木に話しかけるわけでもないが、荘厳な森林の中に立つとき、ニューヨーク・タイムズ紙の日曜版の大きさを正当化することはより困難かもしれない。つまり、ある議論を展開する時にある個人に正対しなければならぬとすれば、それは直接性を伴う特殊な場合なのであり、一般的な形態でなされる議論の展開の一部ではないのである。そして、件の広告の説得力にとって、広告が提示される状況(が決定的であるのとは)対照的に、捕虜が表現されていることには、おそらく決定的な重要性はない。

- 11) それが真であるという主張(の正当性)とは対照的に。これは、その議論の主張者全員が正当化を求められ得るものである。
- 12) 私は注意深くこのように表現する。なぜなら、誘拐者自身が論述の非人格的な形態を利用し、彼自身を「彼」と表現する例(そのような例が許されるなら)以外にも、ある人物が、(例えば、彼によれば)反対論に全く注意を払っていない場合、かつ/あるいは、誘拐者の脅迫になんら無法性を感じていないような場合、かつ/あるいは人間関係を非人格的な力の相互作用と見ているような場合などが考えられるからである。
- 13) 付け加えるならば、これと矛盾することなく、犯罪発生率を低下させるための刑事政策は包括的正当化を欠いていると言える。このような政策が正当化されるという事実そのものが、全員が社会に満足していないということを示している。
- 14) Justice as Fairness p.152 n.28において、ロールズは、コミュニティがどの程度の広さであり得るかを示

唆する観点を表現している。「格差原理が効果的であるために必要とされる積極的な支持やそれへの忠誠は、人々の間に一定程度の均質性と、ある意味での社会的な緊密さ、親密さを前提するが、それらは複数の国家からなる社会において期待することはできない。」このことは、国内においてはこのような緊密性が十分に存在しているということを含意している。(ロールズが注でふれているさらなる三つの、単独社会と複合社会との対照は、私には失敗しているように思えるが、それらのいずれもここでの問題とは関係がない。)

- 15) Rawls, John, "Kantian Constructivism in Moral Theory," *Journal of Philosophy* 77, no.9 (September 1980) p.561, *A Theory of Justice*. p.536 (『正義論』 p.419)。